

第1部へのコメント*

李 成 市

ご紹介頂きました李成市です。私は本シンポジウム「第1部政治」に対するコメントの役割を与えられているのですが、3先生の報告を大変に興味深く拝聴しました。

第1部は、「政治」を主題に、ベトナム、韓国、琉球といった地域における前近代の政治体制を対象に「周縁と中心の概念から読み解く」という、このたびのシンポジウムの課題に取り組んだ内容であったかと思えます。

最初の桃木報告は、11世紀初頭に北部ベトナムに興起した李朝の支配体系について、王朝の中央集権化の過程で李朝が中国唐代の地方行政単位を同一の漢字を用いながらも、唐とは異なった李朝独自の実体をもっていたことを、歴史的、地域的な文脈に則しつつ明らかにされました。

また、それと併せて「非律令的」つまりは政治制度の次元とは異なる事例を用いて李朝の集権化の過程を浮き彫りにされました。

次いで篠原報告は、古代朝鮮半島で展開した高句麗の王権に関わる政治思想と、そのような王権による中国王朝との外交、国際関係、さらに6世紀新羅の律令をも対象にしなが、4世紀から6世紀にかけての朝鮮半島で展開した古代国家が文明中心である中国と如何なる関係を切り結んだのか、そのような関係の中で、高句麗や新羅は如何なる政体を形成したのかを分析しました。

最後に豊見山報告は、薩摩に従属した17世紀以降における近世琉球の国際的な位置と、いわば国内政治体制（琉球の王命の下し方、王命の決定過程、琉球島をはじめとする地方や遠隔離島の支配のあり方）を検討したものであります。

3報告が時代や地域を異にしなが、3者に共通しているのは、東アジア地域の中核である中国王朝の圧倒的な政治的影響力のもとに置かれ、まさに周縁に位置しなが、各々が地域中心として、それらの周縁との関係の中から独自の歴史と文化を創出してきた三つの地域における王朝の主体性や中心性を読み解こうとする試みです。中国の周縁に位置する3王朝が、各々の地域で政治中心として王朝を存立させ固有の政治思想、政治制度を形成する一方で、その周辺地域と関係を築きなが、王朝を存立させていた相貌を具体的な史料に働きかけなが、論じており、シンポジウムの主題を各報告が浮かび上がらせることになったのではないかと思います。

まずは個別の論点に即して所感を述べることにします。桃木報告で論じられた李朝初期の中央集権化の過程で生成された地方体制は、報告の中でも指摘がありましたように、朝鮮半島での高麗王朝の成立過程における地方統治体制と酷似するものであります。

*原稿はご本人の了承を得て、当日のコメント文に近い形式で作成していただいた。

戦後の朝鮮史研究をリードした旗田巍氏は、朝鮮の主体性と独自性の解明に最も心を砕かれた研究者でしたが、その旗田氏が朝鮮の歴史や文化の独自性を示す切り口にしたのは、高麗郡県制の構造と性格の解明でした。高麗王朝成立過程における郡県制度を分析し、高麗郡県制とは中国の秦漢以来の王朝のように一元的、集権的な天子が官僚機構を通じて民衆を支配するための地方統治体制ではなく、その実態は豪族あるいは地方の族団の支配・服属の関係であり、それらの階層的な編成であって、それは争乱期における豪族あるいは族団の実力との関係から生まれてもので、その統属関係は実力の伸縮によって変動しながら常に身分的な性格を帯びていると指摘しています。

つまり、「州」「府」「郡」「県」といった名称は、王朝側が地方の有力豪族の実力を認め、かれらの居住地につけた称号であって、王室と豪族あるいは族団の支配・服属関係の表象という側面があることを実証的に明らかにしました。

桃木報告は、ベトナムの李朝がこうした高麗時代の郡県制のあり方と比較しながら、いわば周縁の共通性として抽出してみせてくれたわけですが、このような比較の視点から、李朝の「地方支配」のありようは、中国周縁地域の共通する特徴として捉えることができるのではないかという印象を強くしました。

こうした比較から朝鮮半島の場合を考えると、郡県支配と言われてきた地方に対する政治支配は、地方勢力の政治集団の階層的な編成とみなせるわけで、このようなあり方は高麗時代の特徴というよりは、その前代である古代の高句麗、百済、新羅にも見られるわけですから、桃木報告で指摘されたベトナム李朝の地方体制の独自性とは、時代的にも「周縁」の共通の特徴として、もっと古くに遡って検出できるのではないかと想像をめぐらしてみました。

また、中央集権化を促進したものとして行幸や、公主の地方首長への降嫁について言及されましたけれども、辺境への頻繁な巡幸については高麗においては史料上、見あたらないのですが、新羅の場合は、6世紀の真興王という王が巡幸を繰り返して行っています。この王の治世は、新羅の飛躍的な領域拡大期にあたり、地方統治体制の形成、確立期の王でもあります。そのような拡大した地域に対して巡幸を頻繁におこなって、巡幸した地域に石碑を立てています。こうした真興王の行為は桃木報告で指摘されたような文脈で理解できるところがあるような気がいたしました。

それから、公主の地方首長への降嫁については、やはり高麗時代では確認できないと思うのですが、逆に、高麗太祖の王建は全国の有力豪族たち、20を超えるような全国の主要な豪族たちの娘を王妃として王室に迎え入れることによって王権の確立を図ったことはよく知られた事実であります。一方、太祖王建の娘たちは全て王族に準ずる男子または異母兄弟と結婚していることから、高麗王族の地位を高め、地方豪族との格差を際立たせる政策を取っているところに高麗王朝草創期における婚姻政策の特徴をみることができます。

このような降嫁とは逆に、有力在地首長、豪族たちの娘を王室に迎えることが史料上、確認できるかどうか大変興味深いところですが、先ほど桃木先生にお伺いしたところ史料上の制約があるけれども、必ずやあったであろうというご意見を個人的にお教え下さいました。

比較の視点から、桃木報告では高麗郡県制について「州府郡県」の良人階層の民に対して、「郷」「所」「部曲」といった行政区画の民に対する論及がありました。これらは郡県民に対して「雑所」と呼ばれた

郡県とは領域を異にしなが、その下位の単位で、住民は国家・王室に特殊な役務を請け負っていました。たとえば、海上や河川の運輸に従事する「津」「江」「浦」や陸上交通に従事する「駅」「館」、手工業品などを製造して貢納する「所」などがそれにあたります。

この雑所の民について、当初お送り頂いたレジュメには「賤民」とされておりましたが、本日のご報告では、雑所民が「賤民」ではないという見解を詳細に論じて下さいました。ご指摘のとおり、最近の研究では、これらの雑所の民は政治・社会的に郡県の良人よりも劣位にあったとしても、賤民ではなく、奴婢などの賤民と一般郡県民とのいわば中間に位置する人間集団と考えられております。身分的には良人であるけれども、これらの人々は国家王室の財政や国家や社会に不可欠の役務を担っているために、さまざまな社会的規制や制限があったというふうと考えられております。かなり些末な問題ではありますが、雑所民の身分上の位置については、こういう見解が有力であるということをし添えておきます。

ついでながら、手工業品を製造する雑所の「所」について、例えば陶磁器を製造し貢納する「磁器所」、鉄をつくる「鉄所」、紙をつくる「紙所」などがありますが、従来これらの「所」は国家や王室直属の民であるという考え方がありましたが、最近になって高麗でも有名な磁器所で製造された物品が海中から引き上げられ、それらの物品の荷札が一緒に出てきました。磁器所で製造されたはずの陶磁器の荷札の差出人は、「所」ではなく、郡県の民の名前が書いてあり、郡県と所の関係や貢納の主体を考える上で、興味深い資料になり得るのではないかと思っています。

続いて、篠原報告であります。中国古代理王朝と高句麗との間にみられる支配イデオロギーとしての天下思想と天下観の差異、それに基づく皇帝号と太王号の比較の試みがありました。そこでの議論において、高句麗の天下観と中国の天下観、天に対する思想が異なっていたらうということまでは了解できるのですが、それと関わる皇帝号と太王号のご指摘は、やや疑問を感じました。

というのも、高句麗が独自の天下観を持ちながら皇帝号を称さなかった理由として、篠原報告では、皇帝号が同時代の中原において、いわばインフレだったので、皇帝を称する魅力がなかった、意味が低かったというような趣旨の議論がありました。しかし、ここには大きな飛躍があります。まずは、高句麗が皇帝号を意識的に避けていた点を軽視すべきでないと考えます。例えば、広開土王碑に則してみれば、高句麗の広開土王は「詔」とか「勅」という文字は一切使わずに諸侯の命令である「教」という文字を意識的に使っております。

また、中国王朝側の記録である「正史」中にも、高句麗が完全に勝利した戦争が記録されていますが、広開土王碑には、一切それらの戦闘は記されておられません。広開土王碑のいわゆる8年8条の武勲記事には、高句麗太王に朝貢することを義務づけられている隷属民を「属民」と呼び、この属民や「属民」に加勢して、高句麗的秩序に逆らったり破壊したりする国や民族との戦争のみを記しています。つまり、広開土王碑文を通して理解できるのは、高句麗が中国王朝を非常に意識しており、意識的に「皇帝」号を避けていたことは碑文の独自の論理からも窺えるのです。

ついでながら、本日の報告では、高句麗における「朝貢」概念を中国王朝の朝貢と同じく徳化の問題として捉えておりましたが、これも広開土王碑の論理から見ますと、そのようには言えません。高句麗の朝貢は、朝貢に来なければ武力で制裁を加えるという中国の朝貢とはいささか異なる概念で用いられております。

篠原報告のもう一つの論点である新羅の律令問題ですが、たしかに『三国史記』が記す法興王7年(520)の「頒示律令」という言葉をめぐって日韓でいろいろ論争があり、その論争には「律令」を捉える観点の食い違いがあって、「律令」の実態を深められなかったという指摘はそのとおりであると思います。ただ、この問題については、日本の学界が律令編纂を中国王朝との冊封関係で理解しようとしてきたことについては、言及すべきだと思います。つまり、「なぜ古代日本のみが周縁国の中で体系的な律令法典を編纂が可能であったのか」という問いを立てて、それは日本が中国から冊封をされていなかったからだというように、律令の編纂問題を考えてきたことに対する応答はしておくべきではないでしょうか。

また、「頒示律令」の実態へのアプローチについては、篠原報告では6世紀前半の新羅石碑をもっているいろいろな論証を試みていますが、これらの石碑の理解についてはさまざまな解釈や解釈があって帰一せず、断片的な解釈を根拠に体系的な成文法の実在や施行細則を想定することは無理があるのではないのでしょうか。

6世紀前半期の新羅碑に「奴人法」や「佃舎法」といった法名が記されているように、新羅の固有法が存在したことは間違いありませんが、それらが体系的な成文法の一部を構成していたかは別問題ではないのでしょうか。

これらの「奴人法」と「佃舎法」の共通点は、私見に依れば、それらの法が運用されていた場所がかつて高句麗領域であったことであって、旧高句麗民に発布された法であったところにあります。つまり旧来の高句麗法に対して新羅法はこういう法で旧高句麗民に臨むというような境界領域で運用された法でした。520年の「律令」の実態に迫るときに、やはりそのような新附の領域つまりは新羅の周縁に対する政策や認識という観点で論じる必要があると思います。

最後に、豊見山報告につきましては、桃木報告や篠原報告と比べると、中国に起源する政治用語とは直接つながりのない「言上写」や、「間切公事帳」「規模帳」といった用語によって国内政治体制を、王命の下し方や、王命の決定過程、さらには琉球島をはじめとする地方や遠隔離島の支配のあり方を検討して下さったので、それらがもっている制度上の独自性は大変理解しやすいものでした。

歴史研究者の先生方からはおしかりを受けるかもしれませんが、最近、私はテンペストというテレビドラマを見まして、琉球王のもとで行われた表十五人衆の僉議の様子を何度も何度も見せつけられたものですから目に浮かぶようでありました。

しかし、そのドラマでは「冊封体制」なる言葉が会話の中で頻出してきまして、目眩がしそうでありました。夫馬先生がごらんになっていたら激怒されるのではないかとと思われるほど、論者によって賛否のある現在の歴史解釈を投影させて19世紀半ばの琉球を描いているわけです。ただ最後にご指摘のあった琉球王国の「南夷」や「北夷」という中華思想、華夷思想については、歴代朝鮮諸国の華夷思想に関わって大変に興味深く思いました。

この際にお伺いしたいことは、「言上写」というのは、私の理解不足かもしれませんが、王が権力の主体として前面に出さないようにするためなのか、あるいは王というのは権威の象徴であるがゆえに、このような形式の文書にするのか、この点についてお教えいただければと思います。

例えば、見間違いかもしれませんが、篠原報告にありましたように、6世紀の新羅の政治主体の命令

の出し方は複数の人間が命令主体となっています。そうした複数の高官が命令主体になる。王の下に合議体を形成する集団を新羅では和尓と言いますが、琉球王国で僉議をする表十五人衆のような合議体が新羅にあり、そのような合議体が命令の主体にもなるということがあります。ご報告のあった「言上写」の問題を少し権力構造のあり方からご説明くだされば幸いです。

もう一つお聞きしたいのは、琉球の両属した国際関係の構造についてです。夫馬進先生が「1609年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対流級外交——東アジア四国における冊封、通信そして杜絶」（『朝鮮史研究会論文集』46, 2008年）で論じられていることなのですが、この論文の中で1612年を契機にした近世琉球の明への朝貢には、実は明と外交を拒絶した日本というものが背景にあったから成立し得たのだというご指摘があります。大変に興味深いご指摘であります。清朝時代における琉球の朝貢外交においても、日本と清との外交途絶がそのようなことを可能にさせていたということが言えるかどうかということについて、もしご見解があればお聞かせください。

少し長くなりましたが、最後に、桃木先生が冒頭の問題提起で指摘された東アジア史の四つの問題点は、全くもって共感する課題と受け止めました。日本で朝鮮史研究に携わる者として一つ一つの課題が何を含意しているのかに耳を傾けるべきであり、くり返し問い直してゆく必要を感じました。

「東アジア」という地域を設定し、日本を含めた史的展開を考究する「東アジア世界論」は、1960年代に日本歴史学界固有の危機意識から提起され、70年代初頭に体系化された理論ではありますが、この理論が時代の要請から提起されたものであるとすれば、それから50年を経た、この激変した現在において、そのような理論的枠組みを無批判に踏襲することが、いかに研究者として知的怠慢かを思い知らなければいけないと思います。

この間に、我々が経験した激変は、東西の冷戦終結やヨーロッパにおけるEUの誕生などにみられるように、人類史が国民国家の時代が到達点でなく通過点でしかすぎないということを誰にも分かるように鮮明にしました。東アジア世界論は明確に国民国家の時代の産物であります。東アジア世界論を構想した彼らにとって現在の時代は全く想像できない世界であります。そういう時代に我々は生きているわけで、一国史を投影して形成された東アジア史の克服は、いかにして可能なのか。今回のシンポジウムの周縁と中心の概念は、どこまで一国史的発想を乗り越えることができるのか。いわば文明史的な視点の重視ということは誰でもわかるのですが、その有効性について討論の中で、桃木先生の提起を糸口に議論していただければと願っております。